（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正）

第九十五条　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三節　国家公安委員会関係

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第九十六条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（警察官職務執行法の一部改正）

第九十七条　警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「懲役若しくは禁こにあたる兇悪な」を「拘禁刑に当たる凶悪な」に、「場合。」を「場合」に改め、同条第二号中「場合。」を「場合」に改める。

（古物営業法の一部改正）

第九十八条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条から第三十三条までの規定及び第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（質屋営業法の一部改正）

第九十九条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「附した」を「付した」に改める。

第二十五条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条及び第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役若しくは一万円」を「拘禁刑若しくは二万円」に改める。

第三十三条中「一万円」を「二万円」に改める。

（警察法の一部改正）

第百条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「推せんした」を「推薦した」に改め、同条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第百一条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条の二第二項第二号及び第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の六、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項及び第二項、第三十一条の十一第一項及び第三項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項及び第三項並びに第三十一条の十七から第三十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第百二条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ニ及び第百八条の四第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十七条から第百十七条の五までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条の二、第百十八条の三並びに第百十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正）

第百三条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十七条第一項

二　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第四十二条

三　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第七条

四　サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第二項及び第四項並びに第七条

五　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第十一条及び第十二条

六　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第十八条、第十九条第一項及び第二十条

七　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条及び第十六条

八　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四十一条

九　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第二十九条の二第一項及び第三項、第二十九条の三第一項及び第三項並びに第三十条第一項及び第三項

十　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第十五条

十一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第二十九条から第三十一条まで

十二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十三条